# 全国市長会

1月24日~2月17日

#1

岡﨑・高知市長が出席

関する国と地方の協議」(第2回政務

「国民健康保険制度の基盤強化に

レベル会合)に、国保特別委員長の

http://www.mayors.or.jp/

れたこと、②特に、同法案については、

案を、今通常国会に提出する方向性が決定さ の都道府県単位化を推進するために必要な法 国保の財政基盤強化策の恒久化及び財政運営 手当等に関する4大臣合意において、

を踏まえ、平成24年度以降の子どものための での国保の基盤強化に関する国と地方の協議 の強化について検討を行った。

冒頭、辻厚生労働副大臣からは、①これま

営の都道府県単位化の推進、③財政調整機能

の保険料に対する財政支援の強化、

②財政運

応について協議が行われ、特に、①低所得者

同会議では、市町村国保の構造問題への対

して国保特別委員長の岡﨑・高知市長が出席

る国と地方の協議」が開催され、

本会を代表

による「国民健康保険制度の基盤強化に関す

- 月24日、厚生労働政務三役と地方の代表

全国市長会ホームページURL

うなことを踏まえ、「市町村国保の構造問題\_ ることとされていること、③本日は、このよ と地方の協議」において協議した上で提出す 党決定)により、「国保の基盤強化に関する国 6日の社会保障・税一体改革素案(政府・与

保険財政共同安定化事業の拠出超過額に対す 等)の透明性を高めていただきたいこと、⑤ 府県において、配分方法(考え方や計算方式 ④都道府県調整交付金については、全都道 の3年間に対する国の応急的な対策は重要な の厳しい国保財政をかんがみると、実施まで は税制抜本改革を待たざるを得ないが、現下 3%を超えた額を都道府県調整交付金により る財政支援について、現行制度では交付金の 早期の検討が必要であること、

#2

理事・評議員合同会議を開催

**Mayors' Action** 

が、国保の基盤強化の一歩前進と受け止めさ ②今般の基盤強化策としての2200億円に 保の構造問題の改善を図って参りたいこと、 り組んで参りたい等の発言があった。 せていただき、その確保方に向け、さらに取 臣からは、①今後とも地方と協議を重ね、国 また、 今後は、本日の協議における意見を踏ま 意見交換を踏まえ、辻厚生労働副大 不十分であるとのご意見はある

発言した。

十分な議論が必要であること等について 3%の在り方を含め財政支援について 象医療費が全ての医療費に拡大していること 補填するとしているが、今回の改革案は、対

沿って進めていくこととした。 健康保険法の一部を改正する法律案(概要)に ス、市町村国保の構造問題への対応及び国民 [社会文教部]



関する提言、諸会議の開催状況等について

説明の後、平成24年度国の施策及び予算に 務次官から「地方行財政の課題」について 黄川田総務副大臣から挨拶、

岡本総務事

1月25日、理事・評議員合同会議を開催。

全国市長会役員選任基準の改正、 市長会議開催要領、 次いで、平成24年度全国市長会収支予算、 第32回オリンピック競技 第82回全国

議し、これらを原案のとおり決定した。



黄川田・総務副大臣

[企画調整室]

## 係る主な論点」に対する意見を 総務大臣に提出 「地方公務員の新たな労使関係制度に

対する意見を総務大臣宛に提出した。 員の新たな労使関係制度に係る主な論点」に 会委員に意見を伺い、 員の新たな労使関係制度に係る主な論点」に ついて、本会の地方公務員制度改革検討委員 総務省が昨年12月26日に示した「地方公務 1月27日、「地方公務

わらず、なぜ今、地方公務員の労働基本権を 度は安定してきているところであるにもか 意見では、総括として、現在の労使関係制



る平成27年度となっている。制度の抜本改革 する支援については、国保保険者として評価 価できること、③低所得者の多い保険者に対 状況の中、2200億円を明記したことは評 基盤を強化する財源として2200億円は不 ており評価できること、②国保の脆弱な財政 長は、特に、①今回示された改革案について 正する法律案の概要について説明があった。 後、厚生労働省から、市町村国保の構造問題 のないご意見を賜りたい旨の挨拶があった しているが、実施時期が税制抜本改革時であ 十分であるが、国・地方を通じ、 は、市町村の意見を反映した制度設計となっ への対応案並びに国民健康保険法の一部を改 についてご協議いただき、 その後、意見交換が行われ、岡﨑・高知市 地方の率直で忌憚 厳しい財政

拡充する必要があるのか具体的に示すこと、

の扱い等について、疑問点等を示し考え方を 調査・把握する主体等、 組合の認証要件、④「当局」の考え方、 ている①理念・目的、②費用・便益、 分協議しつつ検討することを求めるととも ついては、国と地方の協議の場等で地方と十 示すよう求めている。 調整機関の在り方、 に、個別具体的事項として、 地方公務員の労使関係制度の在り方に ⑥民間の給与等の実態を ⑦消防職員の団結権 同論点で示され ⑤紛争 ③労働

[行政部]

#### #4 清原・三鷹市長が出席、 基本制度ワーキングチー 子ども・子育て新システムの とりまとめ(案)」について意見交換清原・三鷹市長が出席、「基本制度

開催され、本会から委員として清原・三鷹市 長が出席した。 会議「基本制度ワー 月 31 日、 子ども・子育て新システム検討 キングチーム(第20回)」が

称)指定などの様々な事務の発生が想定され、 礎自治体において、 特に保護者にとっては非常に大きな関心事と たスケジュールについて、実施主体である基 清原・三鷹市長は、①本格的な施行に向け 条例制定、システム整備、こども園(仮 事業計画の策定をはじ



清原・三鷹市長(右)

れているが、 主体としての責務を果たすことができるとさ では恒久的な財源の確保により市町村が実施 ること、②こども園(仮称)の指定・指導監督 ついて発言した。 在り方を取りまとめていただきたいこと等に の協議を通じて確実かつ着実な財源の確保 与されるべきと認識していること、③この案 の権限について、実施主体である市町村に付 めの周知と十分な準備期間の確保が必要であ なっていることから、 この点については、 制度の円滑な移行のた 国は地方と 0

> し、成案化することとした。 の修正意見の方向に沿って調整しつつ修文 なお、とりまとめ案については、 委員か

[社会文教部]

### 総人件費改革PT役員会に 民主党・公務員制度改革・ 南・天理市長が出席

#5

公務員制度改革検討委員会副委員長)が出席 ら南・天理市長(行政委員会副委員長・地方 人件費改革PT役員会が開催され、 2月3日、民主党・公務員制度改革・総 本会か

用・便益について、単なる労使関係のみなら れているが、 効率的で質の高いサービスが図られる」とさ 付与することにより、 目的について、「地方公務員に協約締結権を 問に対する回答を明確に示すこと、②理念・ 基本権を拡充する必要があるのか。 括として、この時期になぜ地方公務員の労働 係る主な論点」に対する意見をもとに、 出した「地方公務員の新たな労使関係制度に い行政サービスが図られていること、 南・天理市長は、去る1月27日に本会が提 広い意味での使用者である住民との関係 現行制度でも、 職員の士気が高まり、 効率的で質の高 本会の疑 ③ 費



#6 | 豪雪被害に関する緊急提言」を提出

平年を上回る豪雪に見舞われており、 山岸・勝山市長は、日本海側をはじめ各地で 2 月 8 日、 全国雪寒都市対策協議会会長の 多数の

客観的、 どから問題であること等について発言した。 団結権を付与することは、消防団員との信頼 についての考え方を示すこと、⑧消防職員に 査・把握の仕方を具体的に明らかにする」よ 握する主体等について、本会では、「現在の 示すこと、 の考え方が示されていないことから、 を指摘したにもかかわらず、論点ではこれら 適正な体制整備ができるか」等について懸念 会の使用者委員の構成において、 関係や消防活動に支障を来たす恐れがあるな 体的な考え方が示されていないので、 う求めたところであるが、論点において、具 体等の検討においては、国や都道府県等の調 要であること。また、その調査・把握する主 会が行うとされている。本会では「労働委員 整を行う機関については、都道府県労働委員 人事院・人事委員会勧告の指標と遜色のない 統一的な指標とすることが極めて重 任命権者の分立という実態の中で、 ⑦民間の給与等の実態を調査・把 都道府県、 [行政部] これら 明確に

する支援措置を講じるよう求めている。

[経済部]

よる措置の充実、農林水産業や中小企業に対 雪費への臨時特例措置の適用、特別交付税に 地域住民のライフラインの確保、市町村道除

すること、⑥不当労働行為の審査及び紛争調 関係は、どのように整理されるのか明らかに 有する地方公共団体の長と当局及び組合との

⑤当局の考え方について、予算編成権を

その結果を議会に諮るべきと考えるこ

**Mayors' Action** 

である以上、当該団体の職員のみが当局と交 決で決めることについて変更を加えないもの されているが、住民の代表者である議会の議 地方公共団体の職員のみで組織されるものと 合の認証要件について、現行法では、同一の その理解のもとに検討をすること、④労働組 における費用・便益をしっかりと住民に示し、

端総務大臣、

国土交通省の津島大臣政務官に

人的・物的被害が発生していることから、

Ш

現方について要請した。

同緊急提言では高齢者世帯等への支援策、

面談のうえ「豪雪被害に関する緊急提言」の実

森会長が出席し、「社会保障・税一体 「総務大臣・地方六団体会合」に

はじめ各団体の代表が、総務省からは川端総 開催され、地方六団体からは本会の森会長を 2月9日、「総務大臣・地方六団体会合」が

あった。 的に取り組んでいただきたい旨の要請が 国と地方が協力して一体改革を推進してい ては住民の理解を得ることが不可欠であり く必要があることから、 地方六団体も積

「社会保障・税一体改革素案に係る

また、

改革素案」に係る地方消費税の 考え方等について意見交換

#7

務大臣他政務三役等が出席した。 川端総務大臣から、消費税引上げに当たっ

市政 MARCH 2012

**56** 

費税収の使途の明確化については、 きであるとの地方の意見を踏まえ、 社会保障に要する費用に広く充てるとすべ 検討事項について(案)」が示され、①地方消 引上げ 地方の

源化を図ることとし、

分の地方消費税収については、

社会保障

については、今後、

調整する、②引上げ分 具体的な法律の



明があった。 については、 費税に係る市町村交付金の交付基準につい を市町村に交付する、③引上げ分の地方消 全額人口により按分して交付する、との説 ては、社会保障財源化されることを踏まえ、 府県は、精算後の地方消費税収の2分の1 地方消費税収の都道府県と市町村の配 現行どおり1:1とし、 都道 分

に取り組むよう強く要請した。 とともに、国会議員の定数削減など行政改革 方単独事業にも幅広く充当できるようにする 案については概ね了承するものであるが、 地方六団体としては、総務省から示された 地

求めた。 ば足りる等その具体的な方法について配慮を 特定財源化に当たるような経理区分ではな において使途を明確にすることについては するとともに、消費税収(国分)の使途につい を限定するのではなく、地方団体が幅広く社 ての取扱いを参考にしつつ、 会保障給付に充当できるよう包括的なものと を法律上明記することに関しては、対象事業 森会長からは、特に、地方消費税収の使途 予算・決算の説明資料等で明らかにすれ 会計上も予算等

財政部

## 障がい者ワーキングチームに 民主党政策調査会厚生労働部門会議 清原・三鷹市長が出席

#8

席した。 グが行われ、 働省案について、 催され、 部門会議障がい者ワーキングチーム」 2 月 14 障害者総合福祉法 (仮称) の厚生 H 本会から清原・三鷹市長が出 民主党政策調査会厚生労 地方三団体からヒアリン が 開 働

となる自治体も困惑するのみであり、 に議論したうえで制度設計する必要がある 主体となる自治体の意見を十分聞き、 分担を明確化することが重要であり、 れば実施は難しいこと、 についても国による多額の財政支援がなけ で運営していくための電算システム改修等 源の見通しが立たないままでは、 あること、②制度改革の実現に向けての財 分な制度の周知と準備期間を設ける必要が 自治体に不要な混乱等を招かないよう、 施までの時間軸を見通しつつ、現場である の構築に当たっては、 てきた経験も踏まえ、 制度改革と関連する諸施策の検討に参画 こと等について発言をした。 清原・三鷹市長は、 有効で着実な制度実 ①新たな障害者制度 政府における障害者 ③ 国 地方の役割 実施主体 実施 現場

社会文教部